

【記載例 1－2】高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等について控除を受けるとき

設 例

居住開始年月日	平成 20 年 11 月 20 日
増改築等の費用の額／うち居住用	5,000,000 円／5,000,000 円
特定の増改築等に関する事項	
高齢者等居住改修工事等の費用の額	1,500,000 円
交付等を受ける補助金等の合計額	500,000 円
控除を受ける者の年齢	55 歳
特定断熱改修工事等の費用の額	2,000,000 円
住宅借入金等に関する事項	
年末残高（当初借入金額）	4,900,000 円（5,000,000 円）
※ 共有者なし	

※ 特定断熱改修工事等については、平成 20 年 4 月 1 日以後に居住の用に供した場合に限る。

〔（付表）の控用の裏面〕

【計算欄】（次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。）

住宅借入金等の年末残高の合計額 （「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の⑨欄の金額を転記します。）			⑨	4,900,000	円
居住の用に供した日等			算式等		⑩（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額 （100円未満の端数切捨て）
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 （2から5のいずれかを選択する場合を除きます。）	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高20万円)	円
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高25万円)	円
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高30万円)	円
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高40万円)	円
		平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高50万円)	円
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	(最高37万5千円)	円
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	(最高12万円)	円
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	(最高15万円)	円
3	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成20年12月31日までに居住の用に供した場合 ⑨欄の金額(最高1,000万円) …… ①(4,900,000) ⑩欄の金額(2,000,000)×0.02+(①-⑩)×0.01=		(最高12万円)	円
4	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合 ⑨欄の金額(最高1,000万円) …… ①() ⑩欄の金額()×0.02+(①-⑩)×0.01=		(最高12万円)	円
5	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき	⑨× 0.02 =		円
		⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	⑨×0.01+10万円=		円
		⑨が2,000万円を超えるとき	⑨×0.005+20万円=	(最高35万円)	円

※ ⑩欄の金額を「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「7 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」の⑩欄に転記します。